

政府における農業改革に関する意見書

平成26年6月13日、政府の規制改革会議は、規制改革に関する第2次答申の農業分野において、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合のあり方等の見直しについて取りまとめた。

答申で示された農業委員の選挙・選任の見直しについては、農業者の自覚・意欲の保持のためにも公選制は不可欠であり、市町村長による選任に一元化することは、農業者の自主性・主体性や代表機能を失わせることが懸念される。また、農地の権利移動を届出制にすることは、農地利用の検証をなくし、国土の秩序ある利用を阻害することにつながりかねない。

農業生産法人については、事業要件・役員要件・構成員要件の見直しが見られているが、これらの要件緩和により、農外企業の参入が加速されることも想定され、法人の意思決定権者が地域に在住しない事態や、今後の集落内農地の利用や調整に懸念が生じる。原則として現行の法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を堅持すべきである。

農業協同組合のあり方については、本市では既に、集落法人の設立や経営高度化への支援と新規就農者の育成、多様な農業者の所得向上に向けた地産地消運動、また、今年度から見直しが行われた経営所得安定対策や農地中間管理事業、日本型直接支払制度等についても、地域農業振興の推進役として取り組む等、成果を上げている。地域の集落機能が低下している中、地域における農業協同組合の組織・事業活動は多様で、信用・共済事業をはじめ、市民農園や食農教育、高齢者生活支援に関する介護保険事業や助け合い活動に至るまで、組合員や地域住民の暮らしに密接にかかわってきているため、今回の見直しによって地域住民の生活に大きな影響を及ぼしかねない。

これら答申で示されたことは、これまでの農地流動化政策推進の流れに逆行するだけでなく、農業委員会組織や農業協同組合の役割を軽視したものであり、また、高齢化や過疎化が著しく、農業の大規模化に限界のある中山間地域の本市にとって、生活基盤である集落機能の維持も懸念されている地域の実態を鑑みれば、受け入れがたい内容と言わざるを得ない。

よって、農業分野の見直しに当たって、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 農業改革を推進する上で、農業委員会、農業協同組合等が果たす役割を踏まえつつ、中山間地域の実情等にも配慮すること。
2. 性急に改革を推進することなく、農業者や農業団体、地域住民等の意見を十分に踏まえた内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月30日

広島県庄原市議会